

質問書に対する回答

(件名) 東北自動車道 鬼怒川橋耐震補強工事

No.	質問箇所	質問事項	回答
1	特記仕様書24-14-1 交通規制工 種別	車線規制をともなう作業での作業時間帯について、施工可能時間にあわせた場合は通常勤務すべき時間帯（8時～17時）とは異なる時間帯での作業となりますが、どのような作業時間帯を想定されていますでしょうか。	特記仕様書24-14-1種別に記載のとおり、規制時間に示す（ ）内の時間を施工可能時間として想定しています。
2	特記仕様書24-14-1 交通規制工 種別	車線規制での作業について備考欄に「鬼怒川橋P4～P8橋脚・・・」とありますが、これは特記仕様書7-2摘要「2)橋座補強・・・P4～P8橋脚の出水期における施工は本線上から行う」に該当する工種の作業が対象であると考えてよろしいでしょうか。	そのとおりに考えください。
3	特記仕様書24-2-1 構造物掘削工A	水替えがありますが、想定されている排水量をご教示願います。また、想定されている機械についてもご教示願います。	水替については、土木工事積算基準 8-15 10. 水替程度を想定していますが、貴社計画に基づき必要な費用を計上してください。
4	特記仕様書24-5 鋼構造物の防錆設計図	塗装系にC 5およびF 3がありますが、各塗装系の塗装対象範囲がわかる塗装区分図をご教示願います。	塗装区分図はありません。 塗装区分は、構造物施工管理要領3-7塗装仕様（1）表3-54を参照してください。 塗装区分毎の数量は、設計図（支承補強詳細図及び仮受補強詳細図）数量明細表を参照してください。